

一般社団法人日本パラフェンシング協会
広報委員会規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために専門委員会として広報委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織および運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 この委員会は、広報活動を行うことによりパラフェンシングの知名度の向上による登録競技者・会員・支援者・観客等の増加を目指し、競技を普及することを活動方針とする。また、知的財産等の管理により、パラフェンシングの地位確保を行う。

(業務内容)

第3条 委員会の業務は、以下の事項とする。

- (1) 当協会実施事業の広報に関すること。
- (2) 当協会の公式ウェブサイト・ソーシャルメディア・印刷物および各発行媒体による広報に関すること。
- (3) 各種報道等への対応に関すること。
- (4) 当協会役員・強化選手・強化スタッフ等による当協会の活動にかかわる取材・出演等の申請・承諾に関すること。
- (5) 関係媒体の資料保管に関すること。
- (6) 当協会および国内のパラフェンシングにかかわる知的財産の管理に関すること。
- (7) その他当協会の広報に関すること。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内とする。

- 2 委員長・副委員長および委員は、当協会理事会の決議によって選任される。
- 3 委員は、当協会の社員でなくても、委員長の推薦により前項の手続きをもって委員に就任できる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は、原則として就任日より2年とし、当協会役員の任期と同じく終了する。再任を妨げないが、10年を最長とする。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。なお、委員会はオンライン形式での開催・出席を認める。

- 2 委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 本規程に定めるもののほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(守秘義務・個人情報保護)

第7条 委員会に広報関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

(権限)

第8条 委員会の権限は、第3条の定める範囲で以下のとおりとする。

- (1) 当協会の定款・倫理規程等に違反するもしくは疑わしい事例が発生した場合、または当協会の取り組みを阻害するような事案があった場合は、臨時委員会を開いて対処方法を検討し理事会に報告する。
- (2) 懲戒処分に相当するような事例が発生した場合は、倫理委員会、懲戒委員会と共同で対処する

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。